

パスポート(旅券)申請のご案内

平成26年10月1日からパスポート(旅券)発給事務の一部が大阪府から柏原市に移譲されます。

移譲事務は、一般旅券の申請受理や交付などです。

取扱時間と申請・受け取り窓口

○取扱日時

申請: 平日(月曜日～金曜日)午前9時00分～午後4時30分まで

受け取り: 平日(月曜日～金曜日)午前9時00分～午後5時15分まで

※取扱終了時間が異なりますので、ご注意ください。

※土曜日、日曜日、祝休日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)を除きます。

取扱時間	月	火	水	木	金	土日祝 年末年始
申請:(午前9時00分～午後4時30分)	○	○	○	○	○	休
受け取り:(午前9時00分～午後5時15分)	○	○	○	○	○	休

申請・受け取り窓口

柏原市役所1階 市民課パスポート窓口(市役所 本館1階 4番)

電話:072-929-8138

※出張所及び連絡所では手続きができませんのでご注意ください。

申請について

○柏原市で申請できる方

◆日本国籍を有し、柏原市に住民登録している方

◆日本国籍を有し、他市に住民登録している方で、単身赴任や通学などのため柏原市に居住の事実があり、一定の条件を満たし、それを証明できる方(居所申請)

次に該当する場合は、大阪府パスポートセンターで申請を行ってください。

1. 通勤、通学などで柏原市の取扱時間に手続きが困難な方
2. 午後5時15分以降にパスポートの受け取りを希望される方
3. 日曜日にパスポートの受け取りを希望される方

○柏原市でできる申請

新規申請	初めてパスポートを申請する場合やパスポートの有効期間が切れた場合など
切替新規申請	パスポートの残存有効期間が1年未満で新たに申請する場合、損傷したパスポートを新しいものに切り替える場合、IC旅券ではない旅券をIC旅券に切り替えを希望する場合など

訂正新規申請	有効なパスポートの記載事項(氏名や本籍地の都道府県名など)に変更があり、新たに申請する場合など
記載事項変更申請	有効なパスポートの記載事項(氏名や本籍地の都道府県名など)に変更があり、申請時にお持ちの有効なパスポートを返納し、その返納したパスポートと有効期間満了日が同一となるパスポートを新しく発行する場合 ※平成 26 年 3 月 20 日に旅券法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い「記載事項の訂正」の制度は廃止されました。
査証欄増補申請	有効なパスポートの査証欄の余白を追加する場合
紛失等の届出	有効なパスポートを紛失、盗難、消失などした場合

○柏原市ではできない申請

次の場合は大阪府パスポートセンターでの申請手続きが必要です。詳しくは大阪府パスポートセンター本所(電話番号06-6944-6626)にお問合せください。

- ◆申請者が市の区域外で就労または就学しているなどの理由により、市の窓口の取扱時間に交付を受けることが困難な場合
- ◆外務省と協議を行う必要のある特殊な場合(例:申請者が外国にいる親族等の疾病、事故、天災による死亡、入院等により、緊急に渡航する必要があると認められる場合など)
- ◆業務上などの理由により、旅券を早期に発給する必要がある場合
- ◆学校などから団体申請を行う場合
- ◆震災特例旅券を申請する場合
- ◆刑罰等関係事項に該当する場合など

○申請に必要な書類

- ◆[はじめてパスポートを申請する方\(新規申請\)](#)
- ◆[有効なパスポートをお持ちの方\(切替新規申請\)](#)
- ◆[氏名・本籍地変更をされた方\(訂正新規申請・記載事項変更申請\)](#)
- ◆[査証欄を増やしたいとき\(増補申請\)](#)
- ◆[有効なパスポートを紛失・消失したとき\(紛失等の届出\)](#)

※市役所本庁地下に証明写真ボックスを設置しておりますので、ご利用ください。

○居所申請のための必要書類

- ◆住民票1通(6ヶ月以内に発行されたもの)
- ◆居所を確認できる書類
- ◆学生…居所の記載のある学生証、在学証明書など
- ◆長期出張者、単身赴任者等…居所の記載のある会社の身分証明証や居所証明書など
- ◆船員(寄港地上陸の船員)…船員手帳、居所(停泊地)を証明する船長の証明書など
- ◆その他…居所が記載された運転免許証・健康保険証、居所に届いた郵便物、居所の賃

貸借契約書、居所証明書など

※増補申請をされる方は、住民票と居所を確認する資料は不要です。申請書の現住所欄に住所と居所をそれぞれ記入してください。【居 所 証 明 書.docx】

○代理提出について

パスポートの申請に関して、申請者ご本人に代わって代理の方(配偶者、第三者など)が申請書類等を提出することができます。

◆代理提出する場合は、事前に「一般旅券発給申請書」を入手(申請書の入手場所)していただき、申請書表面の「所持人自署」欄(「写真貼付」欄の下)、同裏面の「申請者署名」欄、「申請書類等提出委任申出書」の「申請者記入」欄を申請者ご本人が記入してください。

◆申請者が法定代理人(親権者又は後見人)を通じて、申請書類を提出する場合には、「申請書類等提出委任申出書」の記入は不要です。

◆代理提出の場合は、申請者ご本人の申請に必要な書類(コピーではなく、原本を代理人に預けてください。)に加え、代理の方の本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)が必要です。

※次の場合は代理提出できませんので、申請者ご本人が直接お越しく下さい。

◆有効中のパスポートをなくした(紛失、盗難、遺失など)場合で、「紛失一般旅券等届出書」を提出される方及び「同届出書」の提出と同時に新たなパスポートの発給を希望される方

◆氏名の表記について非ヘボン式表記、別名併記を希望される方

◆前回申請したパスポートを受け取らないまま6カ月が経過し、今回再び申請される方

◆有効旅券を著しく損傷した場合(ただし、本人が記入した理由書を持参できる場合を除く。)

○未成年者の申請について

満 20 歳未満の未成年の方がパスポートの申請・紛失の届出をする場合は、必ず「法定代理人」の方の署名が必要です。(くわしくは、[こちらをクリックしてください。](#))

○申請書の配布場所

一般旅券発給申請書は、柏原市市民課パスポート窓口、市役所 1 階、出張所、連絡所、大阪府パスポートセンターなどで配布しています。これ以外(記載事項変更、増補、紛失)については、市民課パスポート窓口にあります。

申請から受け取りまでの所要日数

窓口	新規・切替新規・記載事項変更	増補
柏原市パスポート窓口	10日	6日
(参考)大阪府パスポートセンター	6日	2日

◆所要日数には申請日を含み、土曜日、日曜日、祝休日、年末年始は期間計算に含まれません。なお、事情により交付が遅れる場合もありますので、余裕をもって申請にお越しく下さい。

◆提出書類に不備などがあった場合は、さらに日数がかかることがあります。

◆お急ぎの場合は、大阪府パスポートセンターで申請してください。

受け取りについて

○受け取り時に必要な書類

◆一般旅券引換書(申請時にお渡しします。)

◆手数料(必要な分の大阪府証紙、収入印紙)

柏原市役所では大阪府証紙の販売をしておりません。お手数ですが次の販売所などで事前に購入し引換書に貼り付けてください。

■大阪府証紙: 柏原警察署、りそな銀行柏原支店など

■収入印紙: 市役所本庁地下柏原市職員労働組合事務所、各郵便局など

○手数料一覧

申請の種類	大阪府証紙	収入印紙	合計
新規・切替新規・訂正新規申請【10年有効旅券(20歳以上)】	2,000円	14,000円	16,000円
新規・切替新規・訂正新規申請【5年有効旅券(12歳以上)】	2,000円	9,000円	11,000円
新規・切替新規・訂正新規申請【5年有効旅券(12歳未満)】	2,000円	4,000円	6,000円
記載事項変更申請	2,000円	4,000円	6,000円
査証欄増補申請	500円	2,000円	2,500円

◆年齢はパスポートを申請されるとき申請者の満年齢です。

◆12歳未満の方の発給手数料は減額されます。年齢は、「年齢計算に関する法律」(明治35年法律第50号)により決まります。この法律によれば、年齢は誕生日の前日に1歳加算され、12回目の誕生日の前日に12歳となります。このため手数料の減額措置は、12回目の誕生日の前々日までに申請を行った方に対し適用されます。

○パスポート受け取りの際の注意事項

◆パスポートの受け取りは、年齢に関係なく申請者ご本人に限られます。小さなお子様につきましては、ご家族の方などがお連れください。

◆代理人による受け取りや、郵送による受け取りは認められません。ただし、査証欄増補申請は代理人による受け取りが可能です。その際は代理人の本人確認書類(運転免許証、

健康保険証など)が必要です。

◆パスポートは、申請した日から6ヶ月以内に受け取りされない場合は失効となり、お渡しできなくなりますのでご注意ください。また、次回の申請に時間を要することがあります。

◆パスポートの受け取りは、申請を行った窓口でのみできます。他の窓口では受け取ることはできません。